

特定非営利活動法人まちづくり川口

ハラスメントの防止に関する規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、特定非営利活動法人まちづくり川口（以後、当会）の活動に従事する全ての者の人格を尊重し、ハラスメント行為を防止することで、健全で安全な活動環境を確保することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、当会の役員、会員、ボランティア、その他当会の活動に関わる全ての者に適用する。

第2章 ハラスメントの定義

第3条 (セクシュアルハラスメント)

相手の意思に反する性的な言動により、不快感を与えたり、活動に不利益を生じさせたりすることをいう。

第4条 (パワーハラスメント)

活動上の地位や人間関係の優位性を背景に、適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える言動をいう。

第5条 (その他のハラスメント)

ジェンダー、妊娠・出産（マタハラ）、育児・介護、宗教、特定の属性等に関する差別的な言動、および心理的嫌がらせを広く含む。

第3章 禁止事項・責務

第6条 (禁止事項)

全ての者は、本規程に定めるハラスメント行為を行ってはならない。

第7条 (役員の責務)

役員は、ハラスメントが発生しないよう活動環境を注視し、問題の兆候がある場合は速やかに適切な措置を講じなければならない。

第4章 相談および解決の手続き

第8条 (相談窓口)

ハラスメントに関する相談を受け付けるため、相談窓口を設置する。窓口担当者は理事会が指名する者、または外部の専門家とする。

第9条（事実関係の調査）

相談があった場合、相談窓口担当者は関係者へのヒアリング等を行い、迅速かつ客観的に事実関係を調査する。

第10条（プライバシーの保護）

調査に関わる者は、相談者および関係者のプライバシーを厳重に保護し、秘密を保持しなければならない。

第11条（不利益な取扱いの禁止）

相談したこと、または調査に協力したことを理由に、当該者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 措置

第12条（是正措置と処分）

ハラスメントの事実が確認された場合、当会は被害者への配慮措置を行うとともに、加害者に対して「**嚴重注意**」「**活動停止**」「**会員規程に基づく除名**」等の適切な措置を講じる。

附則

本規程は、2026年4月1日から施行する。

原本証明
令和8年5月1日
特定非営利活動法人
まちづくり川口